令和６年度

第 56 回　宮崎市都市計画審議会議事録

第56回宮崎市都市計画審議会議事録

1．日　　時　　令和7年2月12日（水）15：00～16：15
　場　　所　　宮崎市役所本庁舎2F　全員協議会室

2．出席委員

第1号委員

出口　近士、倉　真一、谷田　寿人、東　眞貴子、岡原　明美、詠田　トキ子、松山　茂

第2号委員

黒田　奈々、森　太

第3号委員

時任　孝俊

第4号委員

大嶋　一範、否笠　友紀、松﨑 誠治（代理）、阪本　哲司

計　14名

3．議案の内容

議案第1号	田野都市計画　道路の変更　　（3・5・2号　明神原通線）
議案第2号	田野都市計画　道路の変更　　（3・6・1号　桜町通線）
議案第3号	宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂について

4．審議の経過及び結果

経　過：　別紙　議事録のとおり

結　果：　議案第1号・議案第2号・議案第3号については「原案のとおり」とする。

議事録署名人

印

印

事務局　　お疲れ様でございます。
それでは、定刻となりましたので、これより第５６回宮崎市都市計画審議会を開催いたします。本日は委員16名のうち１４名にご出席いただいております。
従いまして、委員の２分の１以上のご出席をいただいておりますので、「都市計画審議会条例第５条第２項」の規定に基づき、本日の審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。また、この会議は公開で行われ、議事録につきましては、「宮崎市都市計画審議会運営要綱　第８条第３項」の規定により、宮崎市のホームページ等で公開いたします。
それでは、これより議案の審議に入らさせていただきます。「都市計画審議会条例第５条第１項」の規定により、"会長が会議の議長となる"とありますので、これからの審議の進行を出口会長にお願いしたいと思います。出口会長、よろしくお願いいたします。

議長　　それでは、本日の議案の審議を始めます。本日の議事録への署名を谷田委員と森委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
今回、市長より諮問を受けました審議案件は２件、その他の案件が１件、事務局からの報告案件が２件でございます。
まず、一般案件は、議案第１号「田野都市計画　道路の変更（３・５・２号　明神原通線）」、議案第２号「田野都市計画　道路の変更　　（３・６・１号　桜町通線）」、その他の案件として、議案第３号「宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂について」続きまして、報告案件は、（1）市街化調整区域における土地利用の見直しについて、（2）一ツ葉・木花地区における土地利用の規制緩和について
でございます。
それでは審議に入りたいと思います。
議案第１号と議案第２号につきましては、同様の内容でございますので、事務局よりあわせて説明をお願いいたします。

事務局　　議案のご説明の前に、都市計画道路の概要についてご説明させていただきます。
都市計画道路とは、都市計画法に基づき、「都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における基幹的な都市施設として都市計画決定された道路」でございます。
本市におきましては、戦後まもない昭和21年の戦災復興の都市計画により、現在の都市計画道路網の原型が構築され、その後、将来の人口増加や市街化の拡大が続く社会を見据え、各地域の人口密度や規模等を考慮し、都市計画道路の追加や変更が行われてまいりました。
しかし、昨今の人口減少や少子高齢化が進む中、既成市街地の低密度化の進行等の社会情勢の変化により、当初決定された時点と比べ都市計画道路としての必要性や位置づけに変化が生じている路線も存在しております。
近年の宮崎市における財政状況の逼迫などから公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、「選択と集中」の観点からも、より一層効率的かつ効果的な事業展開が求められています。
都市計画道路の区域内は、「都市計画法第53条」により一定の建築制限が課せられており、長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路に関する今後の在り方などついても、柔軟な対応が求められております。
このような状況を踏まえ、本市では、平成１９年に「都市計画道路見直しに関する基本方針」を策定し、令和元年度には、長期未着手となっている36路線について「必要性」や「実現性」に関する評価や検証を行った上で、本指針の改訂を実施いたしました。

この基本方針の中で、路線ごとの「見直しの方向性」について、次の通り評価しております。事業未着手である検討対象路線３６路線について、路線・区間の持つ役割や機能を多面的に評価するため、「必要性」、「実現性」の２つの観点から検証を行い、定量的評価を行っております。

見直しの方向性としては、存続候補、存続（要検討）、廃止（要検討）の３つに区分致しました。必要性に関する評価において、満点の１／３未満の点数となった区間を、「廃止（要検討）」候補として整理しております。

なお、計画決定の廃止について検討が必要であると判断された路線につきまして、スライドのとおり、令和２年度から順次、廃止に向けた手続きを進めているところでございます。

また、現基本方針における、「廃止（要検討）」路線が概ね廃止されてきたことから今後は、「存続（要検討）」路線を含めた長期未着手路線の見直しを行う必要があります。

今回の審議会では、「廃止（要検討）」となった、田野都市計画道路である「明神原通線」及び「桜町通線」の一部区間の廃止について、諮問いたします。

それでは、議案第１号の説明に入らせて頂きます。

議案書では４ページになります。

議案第１号　田野都市計画道路　明神原通線の変更でございます。

内容は、スライドで黄色でお示ししている区間について廃止するものでございます。

明神原通線は、田野市街地を西側に向けて迂回する環状線として、昭和４４年に都市計画決定された延長約１,770ｍ、計画幅員１2ｍの都市計画道路でございます。

こちらの路線については、主要な拠点、施設等へのアクセス機能が低くなってきているほか、将来の交通需要の増加や混雑緩和への効果は低いものと予測されております。さらに、住宅密集地を通過することから実現性が低いことに加え、、都市計画道路の予定区域には建築制限がかかるため、現在のままでは地権者の方が土地を有効活用できない場合も考えられます。

以上のことから、本路線の未整備の一部区間（約５80ｍ）について、都市計画道路の廃止をお諮りするものでございます。

つづけて、議案第２号の説明に入らせて頂きます。議案書では８ページになります。議案第２号　田野都市計画道路　桜町通線の変更でございます。内容は、スライドで黄色でお示ししている区間について廃止するものでございます。

桜町通線は、田野市街地を東西に貫く道路として、昭和２９年に都市計画決定された延長約１,450ｍ、計画幅員９ｍの都市計画道路でございます。

こちらの路線についても、先ほどの１号議案と同様の理由となりますが、主要な拠点、施設等へのアクセス機能が低くなってきているほか、交通ネットワーク上の幹線機能は、周辺の道路で確保されており、将来の交通需要の増加や混雑緩和への効果は低いものと予測されております。

以上のことから、本路線の一部区間（約３00ｍ）について、都市計画道路の廃止をお諮りするものでございます。

最後に、都市計画の手続きの経過・今後の予定についてご報告いたします。

これまで地域協議会や関係自治会及び地権者への説明を行ってまいりましたが、意見等はございませんでした。加えて、都市計画案の公告・縦覧を令和７年１月２０日から２月３日までの２週間で行ってまいりましたが、意見等はございませんでした。

最終的な告示については、令和７年３月頃を予定しております。

議案第１号・第２号の説明は以上となります。

議長　　ありがとうございました。ただいま説明がありました。議案第１号議案第２号について、ご質問、ご意見等あると思います。よろしくお願いします。

では、ご質問等もないようでございますので、議案第１号及び第２号について 「原案のとおり」とすることでいかがでしょうか。

ありがとうございます。では、議案第１号及び議案第２号につきましては、「原案のとおり」といたします。

議長　　続きまして、議案第３号　宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂についての審議に入ります。

事務局　　それでは その他の案件、第３号 都市計画マスタープラン 立地適正化計画の改訂についてご説明いたします。

都市計画法に基づく都市計画マスタープランについては、国の技術的助言にあたります都市計画運用指針の中で、作成については、都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい、とされているところでございます。

また、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画については、作成するときは、都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされているいるところでございます。

これらを踏まえ、今回の両計画の改訂につきましては、これまで令和５年度・令和６年度と計４回、改訂の進捗状況をご報告させていただいたところであり、今回の最後の都市計画審議会では、諮問（意見聴取）という形で、議案に挙げさせていただいたところです。

今回の改訂では２つの計画を一体化し、また、本編のボリュームを少なくし、読みやすい計画とする観点から、背景や分析などの詳細な内容については、本編とは別で別冊版の資料・分析編でまとめています。

改訂版の本編を大きく分けると、１章から３章は、現行の都市計画マスタープランの内容であり、計画の位置づけと役割、上位計画である第六次宮崎市総合計画の方針や、本計画の基本理念など、基本的な方針、土地利用や道路などの　都市施設に関する方針を記載しているところです。

４章は、立地適正化計画の内容であり、都市計画マスタープランで示した土地利用の中でも、特に市街地などの居住や商業・医療施設などの都市機能の具体的な立地誘導に関する内容、５章は、立地適正化計画の一部である防災指針の内容で、都市計画の観点から、市民の防災意識向上に資する災害ハザードの重ね合わせや、必要な防災・減災に係るハード・ソフト対策事業等を記載しているところでございます。

本計画は、第六次宮崎市総合計画と県の都市計画区域マスタープラン、これら２つの計画に即するものとしての位置づけは変わらず、国の助言を踏まえながら、今回、都市計画マスタープランの中に立地適正化計画を包含し、統合・一体化しているところです。

市民アンケート調査等を踏まえて、抽出した本市の課題に対して、第六次宮崎市総合計画における「将来の都市像」、それを受けての本計画における新たなまちづくりの基本理念、目指す将来の都市構造をお示しし、これらに向けた大きな方針として、基本目標から重点目標、誘導等方針、というように、枝分かれ状に方針を展開していく構成で整理しております。

新たな都市計画マスタープランの基本理念については、第六次宮崎市総合計画の将来の都市像である「挑戦し、成長する　開かれたまち ～OPEN CITY MIYAZAKI～」を踏まえ、本市固有の魅力あふれる地域・観光資源を活かし、交流人口、定住人口の増加につながる観光・産業振興を通した、経済的発展や雇用創出に向けて、戦略的な土地利用を促進することで、開放的なまちづくりを行っていきたいと考えております。

そういった趣旨で今回、「多くの人から選ばれる都市（まち）、みやざき」へ変更しております。なお、本市が目指す将来の都市構造については、従来の考え方から変更せず、多様な都市機能を有する各都市拠点を道路や公共交通で連携させる「多拠点ネットワーク型

コンパクトシティ」を引き続き目指すこととしております。

本市の目指す都市構造については、今回、変更はしていないが、既存の都市拠点の見直しを行っており、今回、各都市拠点における主な変更点としては、本市固有の観光資源をいかす役割をもつ「観光・リゾート拠点」の拡大と、交通結節機能等をいかし、経済的発展や雇用創出につながる役割をもつ「物流・工業拠点」の拡大がございます。

これらは、観光の視点からの交流人口の拡大に向けて、農畜水産などの地場産業やマリンスポーツと連携した土地利用の促進の内容を盛り込んでおり、経済を強化する趣旨でございます。

また、自然環境を活用した交流人口の拡大という観点で、「緑の森活用ゾーン」を新たに追加しました。こちらは、本市固有の魅力的で緑豊かな自然環境を幅広く情報発信していきたい趣旨でございます。

次に立地適正化計画について、立地適正化計画は、今後の更なる人口減少・少子高齢社会の中でも、居住と医療・福祉・商業等の都市機能の立地を一定のエリアへ誘導・集約を図り、一定の人口密度によって支えられた生活サービス施設の維持や、インフラ費用の抑制など、持続可能なまちづくりを進めていくために必要な計画でございます。

今回、国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」に基づき改訂作業を実施しました。大きな変更点としては、現行計画で誘導区域から除いている、土砂災害や原則２ｍを超える津波浸水想定区域等の災害ハザードに加えて、洪水ハザードの中でも、極めて立ち退き避難が必要とされている「家屋倒壊等氾濫想定区域」についても、国の手引きの中では「含めないことが考えられる」とされていることを踏まえ、居住誘導区域から除外（約７０ha ほど縮小）したところでございます。

今回の改訂の中では、これまでの洪水や津波などの災害リスクに加えて、国の助言を踏まえ、新たに高潮・大規模盛土造成地（滑動崩落）等を追加したところでございます。

今回の改訂でも、災害リスクに建物などの都市計画情報を重ね、各地域の抱える課題を抽出し、各災害リスクとそれらに対する具体的な取組について、各地域自治区ごとに「見える化」を掲載しております。

これまでの庁内会議や外部委員会等で頂いたご意見・ご議論を踏まえ、とりまとめた計画改訂案については、令和６年１１月開催の都市計画審議会にて報告し、１１月下旬から約１か月間のパブリックコメントにて意見募集を実施したところでございます。

その結果、１２名の方々から計１７件のご意見をいただいたところであり、その内、１件については、計画改訂版に反映させていただいたところでございます。

具体的には、土地利用、観光、公園、景観、防災、福祉、交通に係るところでご意見を頂いたところでして、頂いた意見をかいつまんでご紹介すると、

例えば土地利用では、市街化調整区域内に子育て世帯や新婚世帯が建築できるように条件を緩和してほしいという意見や、コストコを出店して欲しいという意見がございました。

公園においては、子供たちが遊べる公園の数を増やして欲しいという意見、交通においては、無人バスの導入や鉄道の増便などの公共交通の利便性向上を求める意見などがありました。

その中でも、今回、計画改訂版に反映した意見として、災害が発生した後の復旧・復興に係る誘導方針について、十分に盛り込まれていないのではないかというご意見がありました。

これを受けまして、今回、計画改訂版に、「事前防災の充実・強化や、発災後の早期の生活再建、社会機能を回復させるための復旧復興に向けた体制づくりなどに努める」旨を

追加させていただいたところでございます。

最後になりますが、これまでの庁内会議、外部委員会、定期的な都市計画審議会への報告、パブリックコメント結果等を踏まえ、計画改訂版を取りまとめてきましたが、今年度末には改訂版として公表する予定です。本市固有の魅力あふれる地域・観光資源を再認識し、「多くの人から選ばれる都市（まち）」を目指して、今後のまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

議長　ありがとうございます。これまでこの都市計画審議会の方にも途中報告をいただいたり、皆さんから意見をいただいて、２年間で総合計画との整合を取りつつ、改訂しております。また、ちょうど宮崎市が市政100年という節目に、これから10年の都市計画の基本的な方針を定めているマスタープランでございます。

昨今の防災観点も一緒にこのマスタープランの中で綴じこんで総合化している内容になります。今後、都市計画のいろいろな事業が、このマスタープランに即して実施される非常に重要な内容です。

全体の形がこういうかたちで見えてきましたので、皆さんのご質問あるいはご意見等いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これまで皆様この審議会の方で途中報告がありましたので、だいたいの重要なポイントや流れを理解されているかと思いますが、よろしかったでしょうか。

ほかに、ご質問等も無いようでございますので、議案第３号につきましては「原案のとおりとする」ということでいかがでしょうか。

それでは、議案第３号につきましては、「原案のとおり」といたします。

以上をもちまして、当審議会に諮問されました議案の審議を終了いたします。

本日の審議案件につきまして、原案のとおりご承認をいただきましたので、本日付でその旨を市長に答申することといたします。

これで議案審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

事務局　会長、ありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましても、ご審議いただき、ありがとうございました。

事務局　それでは、以上をもちまして、第５６回　宮崎市都市計画審議会を終了いたします。また、机上の審議会条例、運営要綱および傍聴規定のファイルにつきましては、次回以降も使用いたしますので、お持ち帰りにならないよう、お願いいたします。